



栃木県公報

平成30(2018)年
10月30日(火)
第3034号

目次

告 示

- 県税に関する申告期限等の延長..... 833
- 鳥獣保護区の存続期間の更新..... 833
- 特別保護地区の指定..... 842
- 特定猟具使用禁止区域の指定..... 844
- 解除予定保安林..... 849
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更..... 849
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更..... 850
- 肥料の登録..... 850
- 肥料登録の有効期間の更新..... 851
- 肥料登録の失効..... 853
- 道路の区域の変更..... 854
- 道路の供用開始..... 854
- 建築基準法による道路の位置指定..... 855
- 建築基準法による道路の位置指定の廃止..... 855

公 告

- 開発行為の工事完了..... 856

告 示

栃木県告示第538号

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第145号）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）又は同条例若しくは栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30（2018）年9月6日以降に到来するものについては、自動車取得税、自動車税（賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。）及び狩猟税に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成30（2018）年10月30日

栃木県知事 福田 富一

都道府県名	指 定 地 域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

(税務課)

栃木県告示第539号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥 獣 保 護 区 の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 す る 指 針
高 原 山 鳥 獣 保 護 区	1 区域 矢板市長井地内県道県民の森矢板線と林道枝持沢線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み林道高原線との交点に至り、同所から宮川を北進し同河川の分岐点に至り、同所から左支系に進み林道尚仁沢線との交点に至り、同所から同林道を西進し矢板市と塩谷町との交点に至り、同所から同境界を北西に進み民有林と国有林との境界に至り、同所から民有林と国有林との境界を北東に進み国有林矢板事業区49林班と同50林班との境界に至り、同所から同林班界を北東に進み同50林班と同52林班との交点に至り、同所から民有林と国有林との境界を湯沢沿いに南東に進み湯沢橋に至り、更に民有林と国有林との境界を湯沢沿いに南東に進み赤滝歩道との交点に至り、同所から同歩道を西進し林道赤滝線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み林道栗の木平線との交点に至り、同所から同林道を南進し林道枝持沢線との交点に至り、同所から同林道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 852ヘクタール	平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は、矢板市の北西部に位置する高原山系のミツモチ山頂から南東斜面に広がる地域である。ブナ、ミズナラ等を主とした優れた森林や湯沢、宮川等の溪流があり、変化に富んだ自然環境を形成している。 豊かな自然環境を反映して、鳥類として疎林林縁性から森林性の種、獣類としては小型から大型獣まで多種に渡る鳥獣が生息している。 このように、当地区は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。
井 頭 公 園 鳥 獣 保 護 区	1 区域 真岡市上鷲谷地内一般国道121号と県道井頭公園線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し真岡市道3389号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道3009号線との交点に至り、同所から同市道を北進し真岡市と宇都宮市との行政界に至り、同所から同行政界を東進	平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は、宇都宮市、真岡市、芳賀町の2市1町にまたがり、丘陵地と河川沿いの平野部からなる地域で、地区の中央部に井頭公園が存在している。 丘陵地及び公園内にはコナラ、クヌギ、カシ等の広葉樹林が広が

	<p>し宇都宮市道1862号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み宇都宮市道1444号線との交点に至り、同所から同市道を北進し農道との交点に至り、同所から同農道を東進し宇都宮市道366号線との交点に至り、同所から同市道を東進し宇都宮市道1841号線との交点に至り、同所から同市道を南進し芳賀町道3109号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道0111号線との交点に至り、同所から同町道を南進しさらに西進し真岡市道107号線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 392ヘクタール</p>		<p>り、一部にスギ・ヒノキ等の針葉樹林もあり、これら豊かな自然環境を反映し、シジュウカラやコゲラ等並びにニホンリス、タヌキ等の里山の鳥獣や、公園中央にある大池で多種のカモ類が越冬する等多数の鳥獣が生息している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>瑞穂野中学校 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 宇都宮市立瑞穂野中学校の敷地並びに宇都宮市下桑島町字和田原1194番地1、同番地2、1195番地1から同番地8まで、1197番地、1198番地1、同番地3から同番地5まで、同市西刑部町字二ツ塚2433番地、同町桑島台2475番地2、2476番地2、同番地5から同番地7まで、2477番地、2478番地1、同番地2、2483番地1から同番地3までの土地一円の区域</p> <p>2 面積 4ヘクタール</p>	<p>平成30(2018)年11月1日から平成40(2028)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、宇都宮市の南部に位置する瑞穂野中学校の敷地及びその周辺地域である。</p> <p>市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

大佐飛山 鳥獣保護区	<p>1 区域 国有林那珂川森林計画区201林班ほ1、ほ2、へ1、へ2、と1、と2、ち、り1、り2、イ6からイ18小班、同区202林班は、に1、に2、ロ3からロ6小班、同区203林班の一円の区域</p> <p>2 面積 2,323ヘクタール</p>	平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該地域は、那須塩原市、日光市をまたがる大佐飛山地の主峰大佐飛山(標高1,908.4m)を中心とする地域である。 同地域の上部は、森林限界に近い亜高山帯であり、オオシラビソを中心とする樹齢の高い針広混交林、同地域の下部は、ブナを主とする樹齢の高い落葉広葉樹林が優占する林層を形成している。 このような環境を好む森林性の鳥類としてコマドリ、メボソムシクイなど、獣類としては、ノウサギ、テン、ニホンザルなどの中・小型の種に加え、大型獣としてニホンジカ、ツキノワグマが生息している。 また、「レッドデータブックとちぎ」の絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているクマタカ、イヌワシや国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカの生息も確認されている。 このため、当地域は、鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
鷲子山 鳥獣保護区	<p>1 区域 那須郡那珂川町大字矢又字山内3324番地の3から同番地の7まで、字坂元3324番地の8、字山内3324番地の9及び同番地の10、字井戸沢3326番地の4、</p>	平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は、那珂川町の南東部に位置し、標高403mの鷲子山を中心とした鷲子山自然環境保全地域</p>

	<p>3327番地及び3328番地、字ヒル久保3329番地、字池ノ沢3331番地の1の土地一円の区域</p> <p>2 面積 25ヘクタール</p>		<p>を含む地域である。スギ、ヒノキなどの人工林、アカマツ、モミなどの天然林、ブナ、コナラなどの広葉樹林が混在し、鳥類では疎林林縁性の種から森林性の種や水辺性の種、獣類では中型から大型獣まで多様な種が生息している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>壬生・石橋 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 下都賀郡壬生町大字壬生甲地内一般国道352号と壬生町道3-361号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し県道宇都宮栃木線との交点に至り、同所から同県道を北進し壬生町道2-327号線との交点に至り、同所から同町道を東進し壬生町道2-317号線との交点に至り、同所から同町道を北進し壬生町道2-325号線との交点に至り、同所から同町道を東進し下野市道石7004号線との接点に至り、同所から同市道を北進し壬生町道2-324号線との接点に至り、同所から同町道を東進し下野市道石1-4号線との接点に至り、同所から同市道を南進し一般国道352号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し下野市道石8001号線との交点に至り、同所から同市道を南進し下野市立細谷小学校南側において農道との交点に至り、同</p>	<p>平成30(2018)年11月1日から平成40(2028)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は、壬生町東部、下野市西部に位置し、市街地に隣接する田園地帯である。アカマツやクスギ、コナラなどの平地林が数多く点在し、良好な緑地環境を形成していることから、多種にわたる鳥類と都市型の小型獣類が生息している。</p> <p>今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

	<p>所から同農道を西進し壬生町道3-195号線との交点に至り、同所から同町道を西進しさらに南進し壬生町道3-194号線との交点に至り、同所から同町道を西進し壬生町道3-254号線との交点に至り、同所から同町道を北進し一般国道352号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 484ヘクタール</p>		<p>る。</p>
<p>鬼怒自然公園 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 河内郡上三川町大字東蓼沼地内県道二宮宇都宮自転車道線と上三川町道2-45号線との交点を起点とし、同所から同町道を東進し鬼怒川左岸の国土交通省堤防上の管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を南進し真岡市道4039号線との接点に至り、同所から同市道を南進し真岡市道4046号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道4017号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道4039号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道251号線との交点に至り、同所から同市道を西南に進み真岡市生活道路との交点に至り、同所から同生活道路を南進し県道真岡上三川線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道二宮宇都宮自転車道線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 272ヘクタール</p>	<p>平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は、真岡市、上三川町にまたがる一級河川鬼怒川の河川敷地であり、鬼怒大橋北側に位置する地域である。 広い河川敷地は多種多様な環境を形成し、野鳥の良好な生息地となっているとともに、鬼怒自然公園、桃畑緑地公園が整備され、地域住民の憩いの場になっている。 今後とも、身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>茂 呂 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 鹿沼市茂呂地内県道鹿沼環状線と市道7007号線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み市道7001号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道0350号線との交点に至</p>	<p>平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は、鹿沼市中心地の南東に位置し標高192.6mの茂呂山を含む一帯の地域である。 コナラ、アカシデ等の広葉樹林</p>

	<p>り、同所から同市道を南進し市道0022号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0329号線との交点に至り、同所から同市道を南進しさらに西進し市道7102号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道7007号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 60ヘクタール</p>		<p>を主とした良好な自然環境が保全され、多くの鳥類が生息していることから、平成10(1998)年には茂呂山に「野鳥の森」が整備され、市街地近郊にある自然観察場所として市民の憩いの場となっている。</p> <p>今後、自然とのふれあいの場として活用するため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>奥鬼怒鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 国有林鬼怒川森林計画区奥鬼怒44林班い4、ろ、は1からは3、に1、に2、ほ、イ、ニ、ホ小班、同45林班ろ、は、に、ト1からト5小班の一円の区域</p> <p>2 面積 1,277ヘクタール</p>	<p>平成30(2018)年11月1日から平成40(2028)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は、日光市栗山地区の最西部に位置し、全域が日光国立公園に指定されている。</p> <p>山地帯はブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹、亜高山帯はオオシラビソ、コメツガなどの常緑針葉樹からなる優れた天然林が分布し、標高約2,030mに位置する鬼怒沼湿原には、希少な湿原植物が多く生育している。</p> <p>豊かな自然環境を反映して、鳥類として疎林林縁性から森林性の種、獣類として小型から大型獣まで多種に渡る鳥獣が生息している。</p> <p>このように、当地区は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のた</p>

			<p>めの見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
塩原ダム 鳥獣保護区	<p>1 区域</p> <p>那須塩原市関谷地内一般国道400号と入勝沢との交点である入勝橋を起点とし、同所から同沢を南進し箒川左岸との交点に至り、同所から同河川を南進し下戸倉沢との交点に至り、同所から同沢を南西に進み国有林那珂川森林計画区369林班わ1小班と同よ小班との境界線である下戸倉沢支流との交点に至り、同所から同支流を北西に進み同支流の分岐点に至り、同所から同支流右沢を南西に進みさらに西進し同369林班と同370林班との林班界に至り、同所から同林班界を南西に進み上戸倉沢支流上にある同370林班ぬ2小班と同わ小班との境界線との交点に至り、同所から上戸倉沢支流を西進し同370林班ぬ1小班と同た4小班との境界線に至り、同所から同境界線を北進し上戸倉沢支流上にある同370林班ぬ1小班、同た4小班及び同ち1小班との境界線に至り、同所から上戸倉沢支流を北進し上戸倉沢本流上にある同370林班と同371林班との林班界に至り、同所から同林班界を北進し同370林班と同371林班及び同372林班との林班界の交点に至り、同所から同371林班と同372林班との林班界を西進し関谷林道の本線との交点に至り、同所から同林道を西進しケヤキ沢との交点に至り、同所から同林道を釈迦岳関谷林道方面へ概ね1km進み868.2mの三角点峰東側に開設された森林管理署作業道との分岐点に至り、同所から同作業道</p>	<p>平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須塩原市の中西部にある塩原ダムを中心とした地域である。</p> <p>ブナ・ミヤコザサ群集、スギ・ヒノキの人工林、クリ・ミズナラなどの天然林が混在している。塩原ダム湖右岸一帯の急斜面はブナ、ミズナラなどの天然林に覆われ、ウラジロモミの大径木を交えている。</p> <p>森林には多くの野鳥が生息しているほか、レッドデータブックの絶滅危惧種として掲載されるクマタカの生息地域でもあり、複数の営巣木が確認されている。また、ダム湖には毎年冬季に多数のカモ類が訪れる。</p> <p>このため、当地域は野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

	<p>を北進し同372林班と同373林班及び同374林班の林班界の交点に至り、同所から同372林班と同373林班との林班界を東進し同373林班わ2小班と同よ小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同373林班か小班と同よ小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進みさらに南東に進み同373林班ぬ小班と同よ小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同373林班い2小班と同よ小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み留春沢本流との交点に至り、同所から同沢本流を北東に進み箒川右岸との交点に至り、同所から同河川を東進し仙髭沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み仙髭の滝を通りさらに北進し安戸山林道との交点に至り、同所から同林道を東進しさらに南東に進み同449林班と同450林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し一般国道400号との交点に至り、同所から同一般国道を関谷方面に進み、起点に至る一円の区域</p> <p>2 面積 430ヘクタール</p>		
<p>船生西小学校 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字船生6041番地の塩谷町立旧船生西小学校の敷地</p> <p>2 面積 2ヘクタール</p>	<p>平成30(2018)年11月1日から平成40(2028)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は、塩谷町の西部に位置し、旧船生西小学校の敷地であり、植林されたサクラやマツなどが学校林を形成している。周囲は田園であるため、野鳥の良好な生息地となっている。</p> <p>今後とも、身近な自然が観察できる場所として活かしていくためにも、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やか</p>

			<p>に制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
羽 田 鳥 獣 保 護 区	<p>1 区域 大田原市羽田地内県道大田原芦野線と大田原市道2-2026号線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道1-1007号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道3479号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道2-2027号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道2-2026号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道3513号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道2-2026号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 110ヘクタール</p>	平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地区は、大田原市北部に位置する標高250m前後の丘陵地である。オオハクチョウ、コハクチョウ、カモ類が飛来することで有名な羽田沼があり、野鳥の観察場所として多くの人に親しまれている。羽田沼周辺にはアカマツ、コナラを主とした平地林が点在し、多くの鳥獣が生息している。</p> <p>今後とも、身近な自然とのふれあい場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

栃木県告示第540号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針
高原山特別保護地区	1 区域 矢板市長井字ザラメキ2597番	平成30 (2018) 年11月1日から	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地（高原山鳥獣保

地1、字ヨベイ2599番地1、字大河原2601、2601番地1、字水の木折戸2600番地1、字灰焼場2603番地1、字弓張2920番地1、2920番地2、2921、2923、2930番地2、2933番地2の区域一円

- 2 面積
221ヘクタール

平成40(2028)年10月31日まで

護区)

2 特別保護地区の指定目的

高原山鳥獣保護区は、矢板市北西部に位置する高原山系のミツモチ山頂から南東斜面を中心とした地域であり、落葉広葉樹林が優占する林相を形成している。このような環境を好む森林性から、疎林林縁性の鳥類としてアカゲラ、ウグイス、エナガなど、獣類としては、主にキツネ、タヌキ、リスなどの中・小型の種に加え、ツキノワグマ、ニホンジカ等の大型の種が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、標高600mから1,200m程度の地帯は良好なブナ、ミズナラなどの天然の落葉広葉樹林による豊かな自然環境を形成しており、野生鳥獣にとって良好な生息環境となっている。「レッドデータブックとちぎ」掲載種として、ヤマドリ、ハイタカ、サンショウクイ、サンコウチョウ、クロツグミ、コサメビタキ、ヨタカ、オオタカ、フクロウ(準絶滅危惧(C))の生息が確認されている。

このため、当該区域は高原山鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定し、鳥獣保護及び鳥獣の生息域の保護を図るものである。

3 管理方針

- (1) 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

栃木県告示第541号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
小室 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 宇都宮市宮山田町地内東京電力パワーグリッド株式会社西鬼怒川発電所及び小室変電所の敷地並びに同所に隣接する市道13032号線と市道10002号線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し西鬼怒川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南東に進み市道13007号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道13032号線の交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 5ヘクタール	平成30 (2018) 年11月1日から 平成40 (2028) 年10月31日まで	銃 器
板橋 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 日光市板橋地内一般国道121号と市道杉の沢～明神線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し農業用水路（通称紡績堀）との交点に至り、同所から同用水路を南進し市道上板橋線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道檜際～上板橋2号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道上板橋2号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道檜際～上板橋線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道大沢～上板橋線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 44ヘクタール	平成30 (2018) 年11月1日から 平成40 (2028) 年10月31日まで	銃 器
川治 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 日光市川治温泉川治地内一般国道121号と男鹿川河川遊歩道との交点を起点とし、同所から同一般国道を南進し日光市小網地内川治第一発電所小網ダムとの交点に至り、同所から同進入路を南西に進み小網ダムとの交点に至り、同所から同ダムを西進し龍王峡遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北進し男鹿川河川遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積	平成30 (2018) 年11月1日から 平成40 (2028) 年10月31日まで	銃 器

	27ヘクタール		
矢板 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域</p> <p>矢板市土屋地内一般国道4号と県道大田原矢板線との交点を起点とし、同所から市道土屋6号線を南進し県道矢板那珂川線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道成田6号線との交点に至り、同所から同市道を南進しなりたハッピーハイランド界との交点に至り、同所から同境界を時計回りに進み市道成田5号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道矢板那珂川線との交点に至り、同所から同県道を西進し一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し市道東町・中3号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道中5号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道中23号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道那須烏山矢板線との交点に至り、同所から同県道を東進し東北新幹線との交点に至り、同所から同新幹線を南進し市道中・安沢21号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道安沢4号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道木幡・安沢1号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み東北新幹線を過ぎ一般国道4号と市道末広町・早川町1号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道木幡4号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道木幡・東町3号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道矢板那須線と県道矢板塩谷線との交点に至り、同所から県道矢板那須線を南進し内川橋に至り、同所から宮川右岸を西進し市道川崎反町幸岡1号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道幸岡6号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進し市道幸岡鹿島町1号線との交点に至り、同所から同市道を東進し内川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し同河川の分岐と農道との交点に至り、同所から同農道を北進し一般国道461号と市道矢板・下太田2号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道矢板那須線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道荒井・山田1号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道本町・荒井2号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み内川木戸碕橋を経て農道との交点に至り、同所から同農道を荒井市営住宅方面に東進し市道本町・東泉1号線との交点を過ぎ同市営住宅界との交点に至り、同市営住宅界を時計回りに進み同住宅界の東端に至り、同所から宅地と山林との地類界を針生87番地及び85番地先まで進み85番地先の路地に至り、同路地</p>	平成30(2018)年11月1日から平成40(2028)年10月31日まで	銃 器

	を南進し県道大田原矢板線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 1,009ヘクタール		
グリーン ヘリテージ 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 矢板市安沢2180番地3他185筆及びさくら市下河戸字丸山前1469番地他14筆の旧ファイブエイトゴルフクラブゴルフ場敷地全域及びさくら市河戸新田地内県道大田原氏家線と県道下河戸片岡線との交点を起点とし、同所から県道下河戸片岡線を西進し同ゴルフ場の東側敷地界との交点に至り、同所から同ゴルフ場敷地界に沿って北進し矢板市とさくら市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を北進し抜け土溜池の北側の農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み市道K3004号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道K2001号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 130ヘクタール	平成30 (2018) 年11月1日から 平成40 (2028) 年10月31日まで	銃 器
喜連川 カントリー クラブ 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 さくら市穂積533番地1外282筆の喜連川カントリークラブのゴルフ場敷地全域 2 面積 130ヘクタール	平成30 (2018) 年11月1日から 平成40 (2028) 年10月31日まで	銃 器
アローエース ゴルフクラブ 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 矢板市成田1625番地の1外136筆のアローエースゴルフクラブのゴルフ場敷地全域及び矢板市成田字三ツ木境1662番地の1外13筆の有限会社八木沢牧場の敷地全域 2 面積 100ヘクタール	平成30 (2018) 年11月1日から 平成40 (2028) 年10月31日まで	銃 器
品川・中の原 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 大田原市蛭畑地内一般国道400号と市道岩舟台・新宿線との接点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道蛭田1号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道大豆田・品川線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道中の道・佐良土線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道岩舟台・新宿線との交点に至り、同所から同市道を東進し那須スポーツパーク鳥獣保護区境界線に至り、同所から同境界線を南進し県道蛭畑・須佐木線との接点に至り、同所から同県道を西進し市道湯津上中学校・西の原線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道蛭田18号線との接点に至り、同所から同市	平成30 (2018) 年11月1日から 平成40 (2028) 年10月31日まで	銃 器

	<p>道を北西に進み市道湯津上浄法寺線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道蛭畑15号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道蛭畑13号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道蛭畑2号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み県道蛭畑・須佐木線との接点に至り、同所から同県道を西進し一般国道400号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 470ヘクタール</p>		
<p>高久・田中 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須郡那須町大字高久甲地内一般国道4号と県道豊原・高久線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進みJR東北新幹線との交点に至り、同所から同鉄道を北東に進み那須町道高久駅～弓落線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み那須町道池田～高久駅線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み那須町道羽原～後藤橋線との交点に至り、同所から同町道を北進し那須町道新田～秋山沢線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み県道豊原・高久線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み余笹川左岸側道との交点に至り、同所から同側道を南進し那須町道黒田原～高久駅線との交点に至り、同所から同町道を南進し那須町道法師畑山梨子線との交点に至り、同所から同町道を南進し那須町道石堀子1号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み余笹川支流棒川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北西に進み那須町道田中～時庭線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み那須町道落合～柏室線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み那須町道時庭～熊久保線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み那須郡那須町と黒磯市との行政界と黒磯市道熊久保・時庭線との接点に至り、同所から同市道を西進し黒磯市道熊久保・芦ノ又線との交点に至り、同所から同市道を西進し車道(通称カネツカサワ林道)との交点に至り、同所から同車道を北西に進み東京電力株式会社管理道との交点に至り、同所から同管理道を北東に進み熊久保望田用水池管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を北進し黒磯市と那須郡那須町との行政界と車道との交点に至り、同所から同車道を西進し那須町道芦ノ又～上瀬縫線との交点に至り、同所から同町道を北西に進みJR東北本線との交点に至り、同所から同鉄道を南西に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に</p>	<p>平成30(2018)年11月1日から平成40(2028)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

	<p>進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 979ヘクタール</p>		
松田川ダム 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 足利市松田町地内市道松田町60号線と県道松田葉鹿線との接点を起点とし、同所から同県道を東進しさらに南進し湯ノ沢橋に至り、同所から同橋を渡り松田川右岸の遊歩道を北東に進みダム堤体の下部に至り、同所から上部にある市道松田町61号線の終点に向かって進み同市道との接点に至り、同所から同市道をまつだ湖沿いに進み市道松田町60号線との接点に至り、同所から同市道をまつだ湖沿いに進み途中同市道左側に広がるキャンプ場敷地を取込みさらに同市道をまつだ湖沿いに進み赤雪沢林道との交点に至り、同所から同林道を北東に進み駐車場最北端に至り、同所から同敷地境界を赤雪沢に向かって進み赤雪沢に至り、同所から同沢を南西に進み市道松田町60号線との交点に至り、同所からまつだ湖沿いに進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 24ヘクタール</p>	平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで	銃 器
大 黒 磯 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須塩原市黒磯地内那珂川右岸と一般国道4号との交点を起点とし、同所から同一般国道を南進し那須塩原市道黒磯大田原1号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三本木石丸線との交点に至り、同所から市道三本木石丸線を南西に進み県道東小屋・黒羽線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道大原間東小屋線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道東那須野金田2号線との交点に至り、同所から市道東那須野金田2号線を南東に進み市道東那須野金田線との交点に至り、同所から市道東那須野金田線を南東に進み市道沼野田和縦1号線との交点に至り、同所から市道沼野田和縦1号線を南進し市道下中野沼野田和線との交点に至り、同所から市道下中野沼野田和線を南西に進み市道下中野関根線との交点に至り、同所から市道下中野関根線を南西に進み市道島方下中野線との交点に至り、同所から市道島方下中野線を北進し市道島方芝中線との交点に至り、同所から市道島方芝中線を北西に進み市道上中野横2号線との交点に至り、同所から市道上中野横2号線を北東に進み、市道方京上中野線に至り、市道方京上中野を北東に進み、市道上中野方京線との交点に至り、同所から市道上中野方京線を北東に進み市道東那須野高林線との交点に至り、同所から市道東那須野高林線を北東に進み市道方京北弥六線との交点に至り、同所から市道</p>	平成30 (2018) 年11月1日から平成40 (2028) 年10月31日まで	銃 器

方京北弥六線を北東に進み県道大田原・高林線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道西那須野・那須線との交点に至り、同所から県道西那須野・那須線を北東に進み市道埼玉外周西線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道柳塩野崎新田線との交点に至り、同所から市道柳塩野崎新田線を北西に進み市道青木三区南3号線との交点に至り、同所から市道青木三区南3号線を北東に進み市道東北自動車道南2号線との交点に至り、同所から市道東北自動車道南2号線を北東に進み県道黒磯・田島線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道埼玉鳥野目線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道鳥野目横線との交点に至り、同所から市道鳥野目横線を北東に進み市道東原鳥野目線との交点に至り、同所から市道東原鳥野目線を北東に進み市道鳥野目河川公園線との交点に至り、同所から市道鳥野目河川公園線を北東に進み那珂川本流右岸に至り、同所から同河川右岸を南東に進み堰堤上流部に至り、同所から同河川右岸と直角に見通し那珂川左岸を経て那須街道鳥獣保護区西側境界との交点に至り、同所から同境界を南東に進み県道黒磯・高久線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み那珂川本流右岸に至り、同所から同河川右岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 面積

3,513ヘクタール

(自然環境課)

栃木県告示第542号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30(2018)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

- 1 解除予定保安林の所在場所
那須郡那珂川町大山田上郷字雪ノ木平859-2、字小元1209-3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(森林整備課)

栃木県告示第543号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

平成30(2018)年10月30日

栃木県知事 福田 富一

- 1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
真岡西部クリニック	真岡市長田5丁目8番地1 (真岡市長田602-2)	医療法人創生会	平成30(2018)年 10月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
ピノキオ薬局真岡西店	真岡市長田5丁目8番地10 (真岡市長田601-2)	株式会社ピノキオ薬局	平成30(2018)年 6月30日
共創未来那須塩原薬局 (ファーマみらい那須 塩原薬局)	那須塩原市大原間西1-6- 6	株式会社ファーマみらい	平成30(2018)年 9月11日

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第544号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成30(2018)年10月30日

栃木県知事 福田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
真岡西部クリニック	真岡市長田5丁目8番地1 (真岡市長田602-2)	医療法人創生会	平成30(2018)年 10月1日
にし内科ハートクリ ニック(医療法人西内 科医院)	さくら市氏家3390-5	医療法人西内科医院	平成30(2018)年 10月11日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
ピノキオ薬局真岡西店	真岡市長田5丁目8番地10 (真岡市長田601-2)	株式会社ピノキオ薬局	平成30(2018)年 6月30日
共創未来那須塩原薬局 (ファーマみらい那須 塩原薬局)	那須塩原市大原間西1-6- 6	株式会社ファーマみらい	平成30(2018)年 9月11日

※表中の()内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第545号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30(2018)年10月30日

栃木県知事 福田 富 一

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量 (%)	そ の 他 の 規 格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	登録年月日
栃 木 県	乾燥菌体	TK乾燥	窒素全量	含有を許される有	タカノフーズ株式会社	H30(2018) .

第1909号	肥料	菌体肥料	4.5 りん酸全量 3.0	害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	茨城県小美玉市野田 1,542番地	5.14
栃木県 第1910号	蒸製骨粉	鶏豚混合 蒸製骨粉 3号	窒素全量 4.0 りん酸全量 21.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	栃木県レンダリング事 業協同組合 栃木県宇都宮市下川俣 町211番地	H30(2018) .6.8
栃木県 第1911号	蒸製骨粉	鶏豚混合 蒸製骨粉 4号	窒素全量 3.0 りん酸全量 20.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	栃木県レンダリング事 業協同組合 栃木県宇都宮市下川俣 町211番地	H30(2018) .7.5

栃木県告示第546号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30(2018)年10月30日

栃木県知事 福田 富 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
栃木県 第1878号	副産石灰 肥料	粒状かき がら石灰	アルカリ分 48.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	吉澤石灰工業株式会社 東京都中央区日本橋小 舟町3番2号	H30(2018) .6.1
栃木県 第1804号	生石灰	高苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	諏訪石灰工業株式会社 長野県諏訪郡富士見町 富士見248-347	H30(2018) .5.1
栃木県 第1578号	生石灰	30苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	協和株式会社 栃木県佐野市築地町5 番11号	H30(2018) .6.30
栃木県 第1579号	消石灰	65肥料消 石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	協和株式会社 栃木県佐野市築地町5 番11号	H30(2018) .6.30
栃木県 第1580号	消石灰	72顆粒肥 料消石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	協和株式会社 栃木県佐野市築地町5 番11号	H30(2018) .6.30
栃木県 第1581号	炭酸カル シウム肥 料	粉状15炭 酸苦土石 灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土	その他の制限事項は、公定規格のとおり	協和株式会社 栃木県佐野市築地町5	H30(2018) .6.30

			15.0 く溶性苦土 10.0		番11号	
栃 木 県 第1582号	炭酸カル シウム肥 料	粒状15炭 酸苦土石 灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項 は、公定規格のと おり	協和株式会社 栃木県佐野市築地町 5 番11号	H30 (2018) . 6 .30
栃 木 県 第1879号	炭酸カル シウム肥 料	粉状苦土 石灰	アルカリ分 52.0 可溶性苦土 12.0 く溶性苦土 9.0	その他の制限事項 は、公定規格のと おり	吉澤石灰工業 (株) 東京都中央区日本橋小 舟町 3 番 2 号	H30 (2018) . 8 .3
栃 木 県 第1880号	消石灰	羽鶴粒状 消石灰72	アルカリ分 72.0	該当なし	日鉄鉱業 (株) 東京都千代田区丸の内 二丁目 3 番 2 号	H30 (2018) . 8 .3
栃 木 県 第1807号	生石灰	30苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	共栄ジャパン (有) 愛知県清須市須ヶ口 324番地の 1	H30 (2018) . 8 .25
栃 木 県 第1808号	消石灰	72顆粒消 石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	共栄ジャパン (有) 愛知県清須市須ヶ口 324番地の 1	H30 (2018) . 8 .25
栃 木 県 第1809号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	共栄ジャパン (有) 愛知県清須市須ヶ口 324番地の 1	H30 (2018) . 8 .25
栃 木 県 第1810号	炭酸カル シウム肥 料	粒状炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項 は、公定規格のと おり	共栄ジャパン (有) 愛知県清須市須ヶ口 324番地の 1	H30 (2018) . 8 .25
栃 木 県 第1811号	炭酸カル シウム肥 料	16炭酸苦 土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 く溶性苦土 11.0	その他の制限事項 は、公定規格のと おり	共栄ジャパン (有) 愛知県清須市須ヶ口 324番地の 1	H30 (2018) . 8 .25
栃 木 県 第1667号	生石灰	30苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町 5 番15号	H30 (2018) . 9 .11

栃木県 第1668号	消石灰	70肥料消 石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町5 番15号	H30(2018) . 9.11
栃木県 第1669号	消石灰	72顆粒肥 料消石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町5 番15号	H30(2018) . 9.11
栃木県 第1671号	炭酸カル シウム肥 料	粒状16炭 酸苦土石 灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 く溶性苦土 11.0	その他の制限事項 は、公定規格のと おり	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町5 番15号	H30(2018) . 9.11
栃木県 第1527号	炭酸カル シウム肥 料	粒状10炭 酸苦土石 灰	アルカリ分 55.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項 は、公定規格のと おり	宮城石灰工業(株) 宮城県登米市中田町上 沼字北桜羽86番地	H30(2018) . 9.30
栃木県 第1586号	炭酸カル シウム肥 料	15炭酸苦 土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項 は、公定規格のと おり	宮城石灰工業(株) 宮城県登米市中田町上 沼字北桜羽86番地	H30(2018) . 10.4

栃木県告示第547号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30(2018)年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	そ の 他 の 規 格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	失効年月日
栃木県 第1752号	消石灰	防散消石 灰	アルカリ分 72.0	該当なし	株式会社栃木カルテッ ク 栃木県栃木市河合町5 番3号岡ビル3階	H30(2018) . 6.12
栃木県 第1598号	消石灰	72防散消 石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	協和株式会社 栃木県佐野市築地町5 番11号	H30(2018) . 8.1
栃木県 第1670号	消石灰	72防散消 石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町5 番15号	H30(2018) . 8.1

(経営技術課)

栃木県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年10月30日から同年11月28日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
27	前	那須郡那珂川町久那瀬字舟場平571番地7から 那須郡那珂川町久那瀬字舟場平573番地まで	13.0～17.6	23.8	
	後	那須郡那珂川町久那瀬字舟場平571番地7から 那須郡那珂川町久那瀬字舟場平573番地まで	17.6～19.0	23.8	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 野木古河線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
261	前	下都賀郡野木町大字野木字捨松381-6から 下都賀郡野木町大字野木字見隠塚369-1まで	9.7～10.3	224.3	
	後	下都賀郡野木町大字野木字捨松381-6から 下都賀郡野木町大字野木字見隠塚369-1まで	13.5～17.2	224.3	

栃木県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年10月30日から同年11月28日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
27	主 要 地 方 道 那 須 黒 羽 茂 木 線	那須郡那珂川町久那瀬字舟場平571番地7から 那須郡那珂川町久那瀬字舟場平573番地まで	平成30（2018）年 10月30日

173	一 般 県 道 萩 島 白 鳥 線	小山市大字間中165-1 から 小山市大字網戸62まで	平成30（2018）年 11月12日
-----	----------------------	--------------------------------	-----------------------

（道路保全課）

栃木県告示第550号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成30（2018）年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道 路 の 延 長 及 び 幅 員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号の規定による道路	那須烏山市三箇字塩谷2855-2、2855-3、2856-4、2859-3の一部	延長53.11m 幅員4.02m～6.14m	平成30 (2018)年 7月4日	宇 都 宮 土 木 事 務 所
	那須郡那須町大字高久丙字北原1798-373、1798-374、1798-400、1798-401、1798-457の各一部	延長22.16m 幅員4.57m	平成30 (2018)年 7月5日	大 田 原 土 木 事 務 所
	那須郡那須町大字高久丙字北原1798-414、1798-425、1798-440の各一部	延長23.19m 幅員4.57m	平成30 (2018)年 7月5日	大 田 原 土 木 事 務 所
	下都賀郡野木町大字潤島字溜東88-1、89-1の各一部	延長21.10m 幅員6.00m	平成30 (2018)年 8月7日	栃 木 土 木 事 務 所
	那須郡那須町大字高久丙字北条平1147-85、1147-86、1147-87、1147-88の各一部	延長97.77m 幅員5.44m～5.58m	平成30 (2018)年 8月17日	大 田 原 土 木 事 務 所
	矢板市中字直沢376-6の一部	延長9.90m 幅員4.00m	平成30 (2018)年 8月28日	大 田 原 土 木 事 務 所
	さくら市氏家字堂ノ後1051-6、1051-7、1051-24の各一部	延長30.46m 幅員4.00m	平成30 (2018)年 8月28日	大 田 原 土 木 事 務 所
	さくら市上阿久津字上ノ台1439-4、1439-12、1439-21、1439-22、1751、1752-2、1755-4、1755-8の各一部	延長54.02m 幅員6.00m	平成30 (2018)年 8月28日	大 田 原 土 木 事 務 所
	那須郡那須町大字高久乙字中丸858-1、858-10、858-11、858-12の各一部	延長24.16m 幅員4.05m	平成30 (2018)年 8月31日	大 田 原 土 木 事 務 所

栃木県告示第551号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和60（1985）年8月30日第5014号）を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成30 (2018) 年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	廃止年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	塩谷郡高根沢町大字宝積寺字山中2271-6の一部、2271-5	延長34.80m 幅員4.00m	平成30 (2018)年 9月12日	宇都宮 土木事務所

(建築課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年10月30日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
塩谷郡高根沢町大字桑窪字花沢1119番2	塩谷郡高根沢町大字桑窪1177番地	鈴木 健太 鈴木 彩香
塩谷郡高根沢町大字平田字神ノ前215番4、 323番6、323番7	塩谷郡高根沢町大字平田1997番地12 メゾンクロシェット101号	加藤 航平
	塩谷郡高根沢町大字平田323番地4	加藤 沙幸
下都賀郡壬生町大字安塚字下原761番4、761番5	下野市石橋157番地2 サンフォレスト石橋206	田村 理恵 田村 昌則
下都賀郡壬生町大字福和田字東原1592番5、 1592番38	下都賀郡壬生町大字福和田1592番地35	山本 和也

(都市計画課)